

第二部 各論

五 労使関係

(一) 概観

一 戦後急増したわが国労働組合組織は、二四年を頂点としてその後三年間減少しつづけてきたが、二七年減少傾向に終止符をうち、二八年以降着実な歩みで増大をつづけ、二九年七月より三〇年六月までに組合数五五〇組合、組合員数二〇万人の増加となり、三〇年六月末現在で総組合数三万二千組合、総組合員数六一九万人に達した。このような組合員数の増加は主として新規設立組合と雇用の伸長にともなつてもたらされたものである。しかもこうした組織の伸長の中にあつて中小企業における組織化増大の傾向がうかがえた。また産業別に組織の変動をみると、一方において企業合理化の行われた石炭鉱業や機械製造、人員整理のあつた駐留軍労務などで約五万人の減少をみたが、他方公務、通信業、金融保険、教育、建設業などで大巾な増加をみている。このように組合員数の伸長がみられた反面、三〇年六月までの一カ年間の雇用の伸びが従前から労働組合の組織化のおくれでいた卸売および小売、金融保険、不動産、サービス業などの中小企業で実現されたため、組織率は三八・九%と前年と保合であつた。

二 主要な連合団体の組織は、三〇年六月末現在で総評が三〇九万人で総組合員数の過半数を占め、全労会議は組合員六二万人を数え、また、産別、新産別の組合員数は前年とほぼ同様の一万人、三万人であり、このほか以上の組織に加入しない全国組合の組合員数の合計は九七万人であつた。なお、三〇年中上記組織では注目される変更はみられなかった。

三 三〇年の労働争議は、大企業争議が例年並みに発生したことと、二九年来の増加傾向をさらに強めて中小企業の争議が多く発生したため総争議の件数、参加人員ともに前年の二九年を上廻つたが、争議行為をとともなうものは比較的少なく、また長期ストが少なかったことを反映して、争議による損失日数は戦後最低となるなど比較的平静に推移し、組合側の年末斗争態勢は三一年の春季斗争にもちこされた。

四 三〇年における労働争議の特徴をみると、まず大企業の争議については、1)臨時給与金、賃上げ等の経済的要求に対する争議は、要求額が例年より低額であつたこと、2)労使とも争議の長期化もしくは激突を回避する傾向がみられ、比較的短期に解決した争議が多かつたこと、3)さらに官公労が総評の三一年春季斗争の計画に合せて賃金斗争を三一年春にもちこし、また民間労組においても三一年春季斗争のために年末斗争において強力な実力行使をさける傾向があつたこと、などをあげることができよう。

五 しかし他面中小企業の争議は、1)緊縮政策の影響を受けた中小企業の人員整理、賃下げ、遅払不払などに反対する消極的防衛的争議も目立つたが、また積極的経済的争議も多く発生したこと、2)数においては少ないが、例年みられなかつた未組織労働者の争議または紛争の発生と組合結成とがからみ合つておこつた前近代的争議の発生があつたこと、などをあげることができる。

六 つぎに、春季斗争、夏季斗争、秋季斗争、年末斗争など季別に争議状況を概観すると、まず二月までは各組合は総選挙斗争に全力を注ぎ、ついで三月に入り緊縮政策第二年目という背景の下で春季賃上げ斗争が行われた。総評傘下では、大会の決定により春季賃上げ斗争は八単産共斗会議—炭労、私鉄総連、合化労連、紙パ、電産、電機労連、全国金属、化学同盟—によつて推進されたが、例年大規模かつ長期のストを実施した炭労、私鉄総連、合化労連等が短期間で五月上旬までにはおおむね解決した。

共斗とは別個に三月末賃上げを要求した全鉱は五月から六月にかけて四三日間の長期ストを行い、損失日数二九万日を数え、また共斗とは関連なく全麦連が賃上げ要求で五月下旬より六月上旬にかけて三社ストを行った。一方全労傘下では海員、全織同盟が四月以降の賃上げを要求し、共斗よりの呼びかけを拒否して別個に行動したが、春季には実力行使は行わなかつた。

さらに、三〇年春季賃上げ斗争を通じて妥結額を従前と比較してその特徴点をあげれば、三〇年の妥結額は昇給を含む比較的小額アップが目立ち、とくに前年はベースアップ要求に対する昇給回答には組合側は反対の態度を示していたが、三〇年は昇給回答であってもうけいれるという傾向がみられた。

七 五月ないし六月に要求を提出した夏季手当斗争については、争議まで発展したものをあげると、1)官公労、私鉄総連の一部および、2)賃上げ斗争とともに行われた全鉱、ならびに、3)東芝、住友金属などの企業労連の争議があったが、ごく一部分のストで六月末より七月にかけてほぼ昨年なみの額で解決した。

八 ついで、秋季賃上げ斗争は鉄鋼労連、全日通、全造船、全繊維綿紡部会(要求提出は春季)等で行われ、とくに従来統一ストを行わなかつた鉄鋼労連は九月に労連結成以来四年目に初めて四波に亘るストを行い(スト参加人員七万人、損失日数一二万日)、また春季に賃上げを要求していた全繊維綿紡部会は操短勧告にともなう労働条件問題で交渉が中断されていたが、一〇月下旬より一十一月初めにかけて二〇日間に亘る大規模かつ長期のストを実施し、三〇年年間全損失日数のほぼ四割を占める一一九万日の大争議を記録した。この秋季賃上げ斗争における特徴点をあげると、1)各争議を行った組合間に共斗が全くみられなかつたこと、2)妥結額は一般に春季同様小額で昇給という形が多かつたが、ただ二年間すえおかれた鉄鋼のベースアップ斗争では業界の好況を反映して、定期昇給のほかに一、七〇〇円アップを最高に、最低でも六六〇円プラス・アルファと賃上げが行われた。

九 年末手当斗争は国鉄、全通、全電通、全林野、全農林等を中心とする官公労および日本ソーダ、住友化学、住友金属、神戸製鋼等の企業労連がそれぞれ実力行使を行ったが、人事院勧告の実施を契機に官公労が一二月月上旬解決、民間労組においても下半期の経済の好況を反映して、おおむね一二月中旬までに一般に前年より若干上廻った額で解決した。

一〇 なお三〇年発生した労働争議の要求事項をみると、臨時給与金、賃上げ等の積極的要求も、解雇反対被解雇者の復職、遅払反対などの消極的要求もほぼ前年と同様な傾向を持続しているが、一般経済の回復を反映してやや積極的要求の占める割合が増大し、消極的要求の争議が減少するという兆がみえている。また積極的要求のうち臨時給与金要求が賃上げ要求の件数をはるかに上廻っていることも注目された。

一一 つぎに、三〇年中に注目された労使関係の事例をあげると、1)日本生産性本部の設立に関連して、総評系労組は生産性向上運動を強く批判し、反対の態度を示していたが、全労は条件づきで協力的態度をとり、総同盟、海員は生産性本部に役員を送るなど、労組の態度が賛否それぞれ二分されたこと、2)総評および傘下組合が各種平和団体と原水爆禁止運動を推進し、原水爆禁止世界平和大会を広島で開催、さらに総評系労組の代表者がアジア諸国会議(ニューデリー)、世界平和愛好者大会(ヘルシンキ)などに参加、また軍事基地反対運動が活発に行われ、中ソ貿易の拡大、国交回復問題を推進するなど平和運動に対して力が注がれていたこと、3)共産圏諸国労組メーデー、世界労連産別インター、中ソの労働事情視察など労組代表の渡航が頻繁であったこと、などがあげられる。

第二部 各論

五 労使関係

(二) 労働組合組織の現状

(1) 労働組合の組織状況

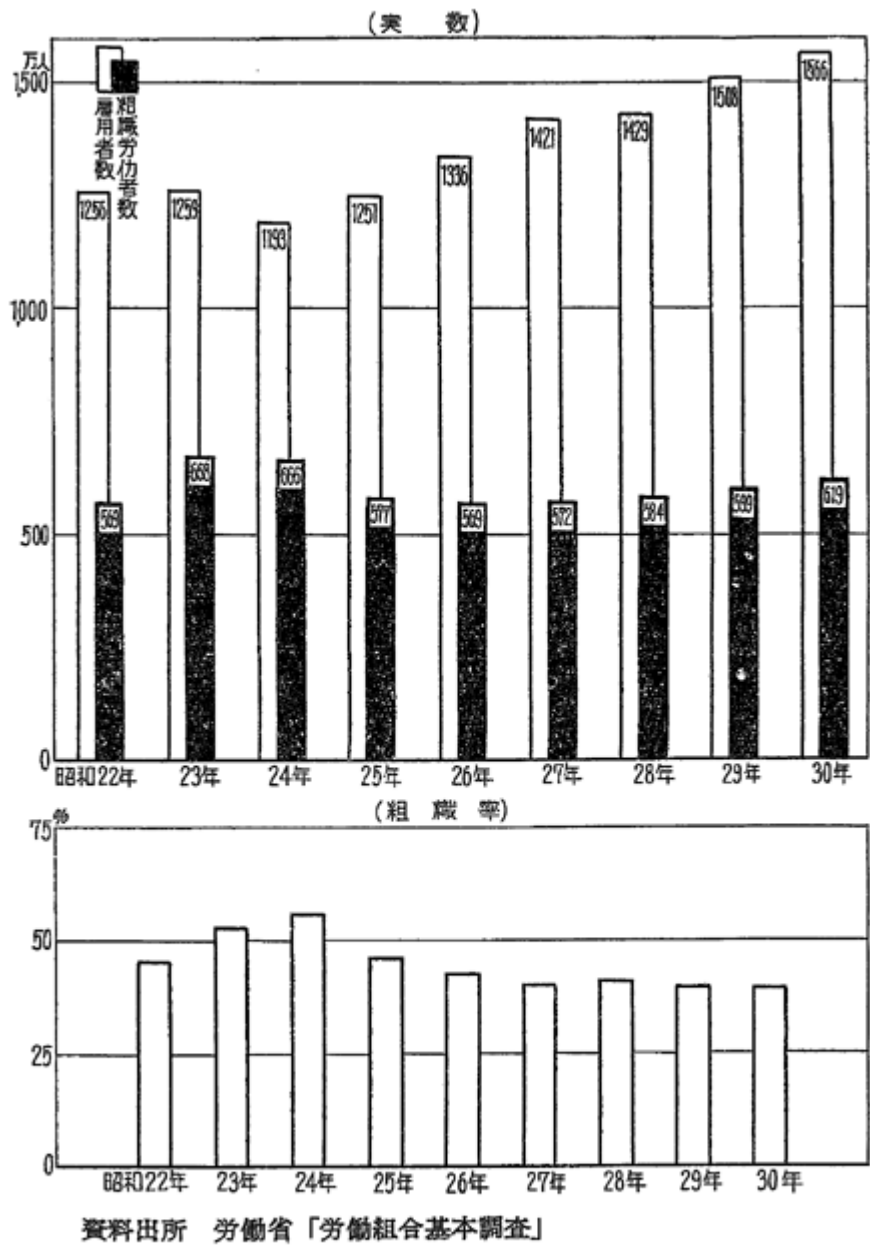
一二三〇年の労働組合組織は順調な伸長をみた。すなわち同年六月末現在の労働組合基本調査によれば、単位労働組合数は三二,〇〇〇組合を超え、組合員数も六一九万人に達し、二八年以来着実な歩みで増大をつづけてきた労働組合の組織は三〇年になってさらにその傾向が強まった。

これを前年に比べると、組合数五五〇組合、組合員数約二〇万人の大巾な増加である。このような組合員数の増加は主として新規組合の設立と雇用の伸長にともなって増加したものである。しかも緊縮政策による一般経済の動きに対応して労働条件の維持向上、あるいは労働者の自覚などによってもたらされた中小企業における労働組合の新規設立が目立っている傾向がみられる。一方、市町村の合併にともなって、公務、教育等の組合で合併が行われた関係から、組織変更による解散組合が相当あったので、組合数は微増にとどまった(第二〇〇表参照)。

一三 なお組合員数の増加を主要なものについて、それぞれ要因別にみると、一方において企業合理化にともなう石炭鉱業および機械製造業、予算削減による駐留軍労務などで人員整理があったために、約五万人の減少をみているのに全国的に実施された市町村合併によつて未組織層の組織編入が行われて増加した公務、主として雇用増加にもとづいて増加した通信業、金融保険業、教育、および既設組合の自然増加に加えて新規設立のため増加した建設業などがあったことにより、組合員数は大巾な増加をみた。

第60図 年別雇用者数および組織労働者数

第60図 年別雇用者数および組織労働者数



第200表 単位労働組合数および組合員数

第200表 単位労働組合数および組合員数

年 月	単位組合数	組 合 員 数	組合員数の 対前年比較	推定組織率
昭和22年6月末	23,323	5,692,179 ^人	2,011,162	45.3%
23年6月末	33,926	6,677,427	985,248	53.0
24年6月末	34,688	6,655,483	△ 21,944	55.8
25年6月末	29,144	5,773,908	△ 881,575	46.2
26年6月末	27,644	5,686,774	△ 87,134	42.6
27年6月末	27,851	5,719,560	32,786	40.3
28年6月末	30,129	5,842,678	123,118	40.2
29年6月末	31,456	5,986,168	143,490	38.8
30年6月末	32,012	6,185,348	199,180	38.9

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 1) △印は減少。

2) 推定組織率は総理府総計局「労働力調査」の雇用者総数に対する比率

3) 昭和22年の雇用者数は22年7月の雇用者数によった。

4) 推定組織率の算定に用いた労働力調査の雇用者数が昭和23年より25年までおよび28年より30年まで修正になっているので、修正値によって推定した。

一四 このような組合員数の増加があったけれども、雇用者総数に対する組織労働者の割合は三八・九%で、前年とほぼ保合であった。これは雇用の増大が主として従来から組織化のおくれている卸売および小売、金融、保険および不動産ならびにサービス業などの第三次産業部門において実現されたためとみられる。さらにまた中小企業における組合員数の若干の増加も全雇用者数の割合からみるとごくわずかであるため、組合組織は依然として大規模事業所の労働者によるものが大部分で、小規模事業所においては、そのほとんどが依然として未組織の状態にある。

一五 三〇年において労働組合組織におよぼした変動要因で、比較的特徴的なものをあげると、外部的要因としては、全国的な規模で実施された市町村の合併であろう。これを解散組合数についてみると、そのうち組織変更にもとづくものが二九年の二倍近くにふえており、また規模別分布についてみると、二九人以下の小規模組合が二九年より著しい減少を示した反面、一〇〇人から四九九人までの組合がかなりの増加となっている。

適用法規別分布では地方公務員法の適用をうける組合数が二九年より三割近くの減少をみせ、さらに産業別分布においては教育、公務の組合数が減少して、市町村合併による影響を示している。

第201表 解散理由別解散組合数

第201表 解散理由別解散組合数

理 由	組 合 数					
	自 24年7月 至 25年6月末	自 25年7月 至 26年6月末	自 26年7月 至 27年6月末	自 27年7月 至 28年6月末	自 28年7月 至 29年6月末	自 29年7月 至 30年6月末
合 計	8,832	5,328	2,842	2,538	2,551	3,599
組 織 変 更	1,695	960	497	789	845	1,543
分 裂	—	—	—	79	18	16
事業所休業止 および縮少	3,263	1,671	599	606	600	787
組合無用論	2,107	925	423	205	121	116
指導者の欠 除、組合内部 の紛争、財政 不如意	176	561	228	193	158	146
自 然 消 滅 そ の 他	1,591	586	611	526	409	449
		625	484	22	400	542
不 明	—	—	—	118	—	—

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 27年6月末までの分裂欄の数字は組織変更欄の数字に含まれている

第二部 各論

五 労使関係

(二) 労働組合組織の現状

(2) 設立および解散状況

一六 三〇年においては前記のように全国的に行われた市町村合併にともなう組織変更の解散が多かつたため解散組合数が増加したことが目立つた。

しかしこれは、組織変更を通じて小規模組合がより大規模な組合に移行したものとみられる。したがって解散組合数としては前年より増加しているが、解散によつて減少をみた組合員数はわずかであったことや、解散理由として組合無用論あるいは指導者の欠除、組合内部の紛争、財政不如意等によるものが前年よりさらに減少したこと、および三〇年における組合員数二〇万人の増加が主として既設組合による加入増加によつてもたらされたものであったこと、などから単位組合においては前年にひき続いてさらに組織の安定化傾向が強まったものと思われる(第二〇一表参照)。

一七 組合の解散および設立の状況をやや詳しくみてみると、まず解散組合数は、二九年七月より三〇年六月末までに三、六〇〇組合であった。これは経済安定計画のあおりを受けて大量の解散組合を出した二四～二五年当時より少ないが、二八年から二九年へかけての同期より一、〇〇〇組合多く、前年の総組合数に対する解散組合数の割合は二八年と同じであった。

解散理由別による解散組合の状況は組織変更によるものが圧倒的に多い。しかしこれは市町村合併にともなう教育、公務等の組合における組織変更が大部分とみられるので、実質的解散とは意味が異っている。つぎに事業の休廃止および縮小によるものは七八七(解散組合総数に対し二二%)で、緊縮政策の影響をうけた中小企業の組合に多くみられ、二九年より若干増加している。組合組織の伸長にともなつて指導者の欠除、組合内部の紛争、財政不如意によるものおよび組合無用論によるものは毎年減少している。

一八 つぎに設立状況をみると、二九年七月から三〇年六月末までの間に設立した組合数は三、八〇〇組合、組合員数は三六万人で、二九年同期よりはそれぞれ七〇〇組合、九万人の増加であった。

設立理由別でみると、中小企業などの未組織労働者の組織を反映して、労働条件の向上を理由とするものが一、四〇〇組合(設立組合総数に対し三七%)、九万人でもつとも多く、労働者の自覚を理由とするものが七二六組合(一九%)、六万人でこれについて多く、以上の理由にもとづいて設立された組合数は、産業別では主として紡織、木材および木製品、印刷出版、金属製品、機械製造および道路旅客運送業等の小規模なものに多い傾向がみられる。なお、設立理由のその他が六八三組合(一八%)でかなり多いが、このうちの大部分は組織変更によるものと思われる(第二〇二表参照)。

第202表 年別設立組合数

第202表 年別設立組合数

年 月		組 合 数
26年7月～27年6月末	合 計	3,049
27年7月～28年6月末	合 計	4,778
28年7月～29年6月末	合 計	3,051
29年7月～30年6月末	合 計	3,763
29.7～30.6における設立組合の設立理由		
労働条件の向上		1,396
労働者の自覚によるもの		726
外部団体からの呼びかけ		281
企業の規模拡張にともなうもの		257
組合の分裂によるもの		152
人員整理に対する防衛		121
労務管理に対する不満		115
証券取引所、銀行、近江網糸等 その他特に注目すべき争議の影響 }		32
そ の 他		683

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 旧調査方式による。

第二部 各論

五 労使関係

(二) 労働組合組織の現状

(3) 組織労働者の分布

一九三〇年六月末における組織労働者の産業別分布をみると、製造業が一九四万人で組織労働者全体の三分の一を占めてもつとも多く、運輸通信およびその他の公益事業が一匹八万人で同じく全体の四分の一を占めてこれについている。

製造業のうちでは紡織三九万人(全組織労働者数に対する割合六%),化学工業二六万人(四%)第一次金属二二万人(四%),輸送用機械器具二一万人(三%)等が主なものとなっている。

つぎに組織率をみると、製造業全体としては三八%であり高い。

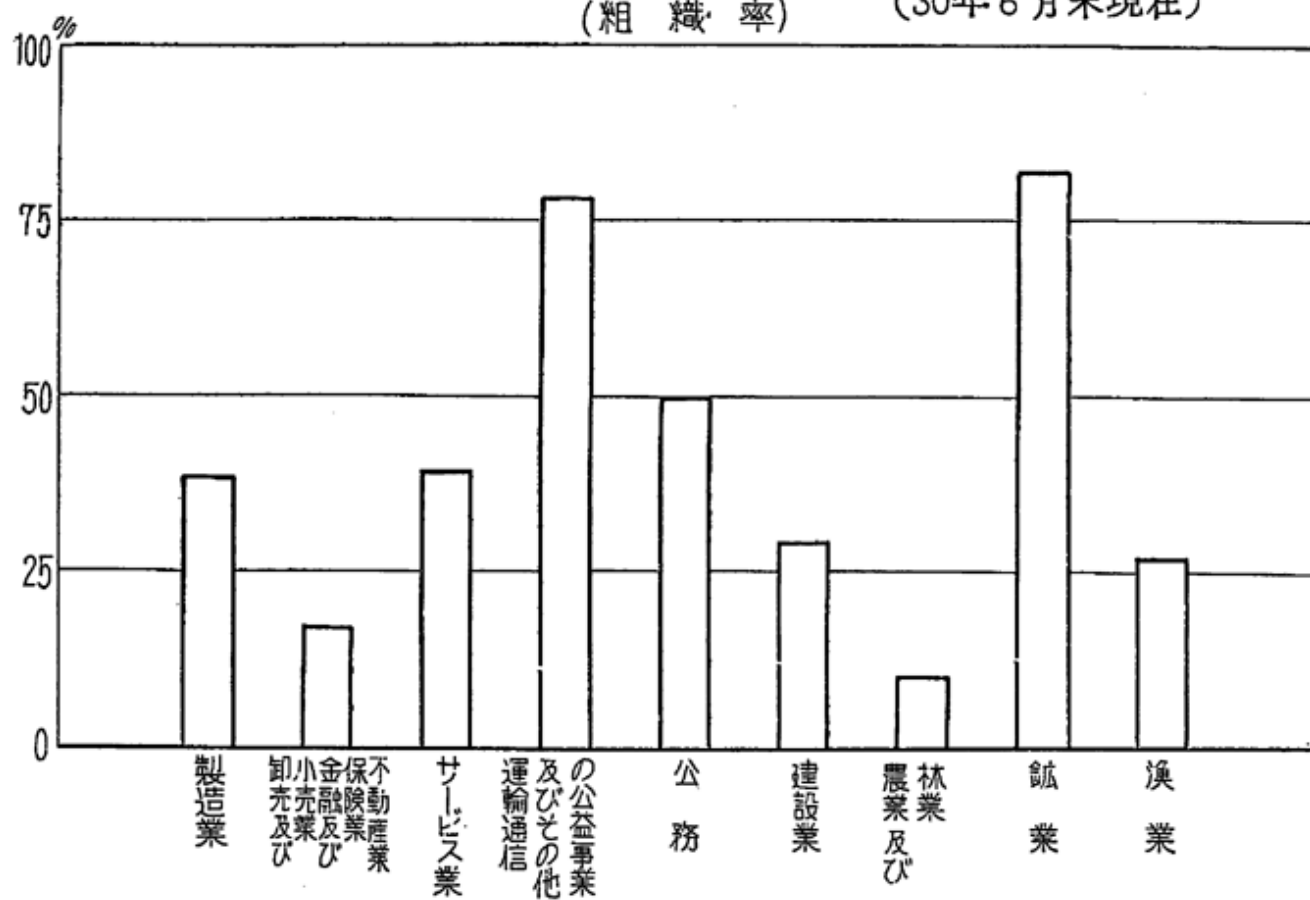
これに対し産業大分類で組織率のもっとも高いのは鉱業の八〇%(二九年七一%)で、運輸通信その他の公益事業の七七%(同七五%)がこれについている。組織率の低いものは農業一〇%(同一一%),卸売小売、金融保険および不動産業一七%(同一八%)等である。

第61図 産業別雇用者数および組織労働者数

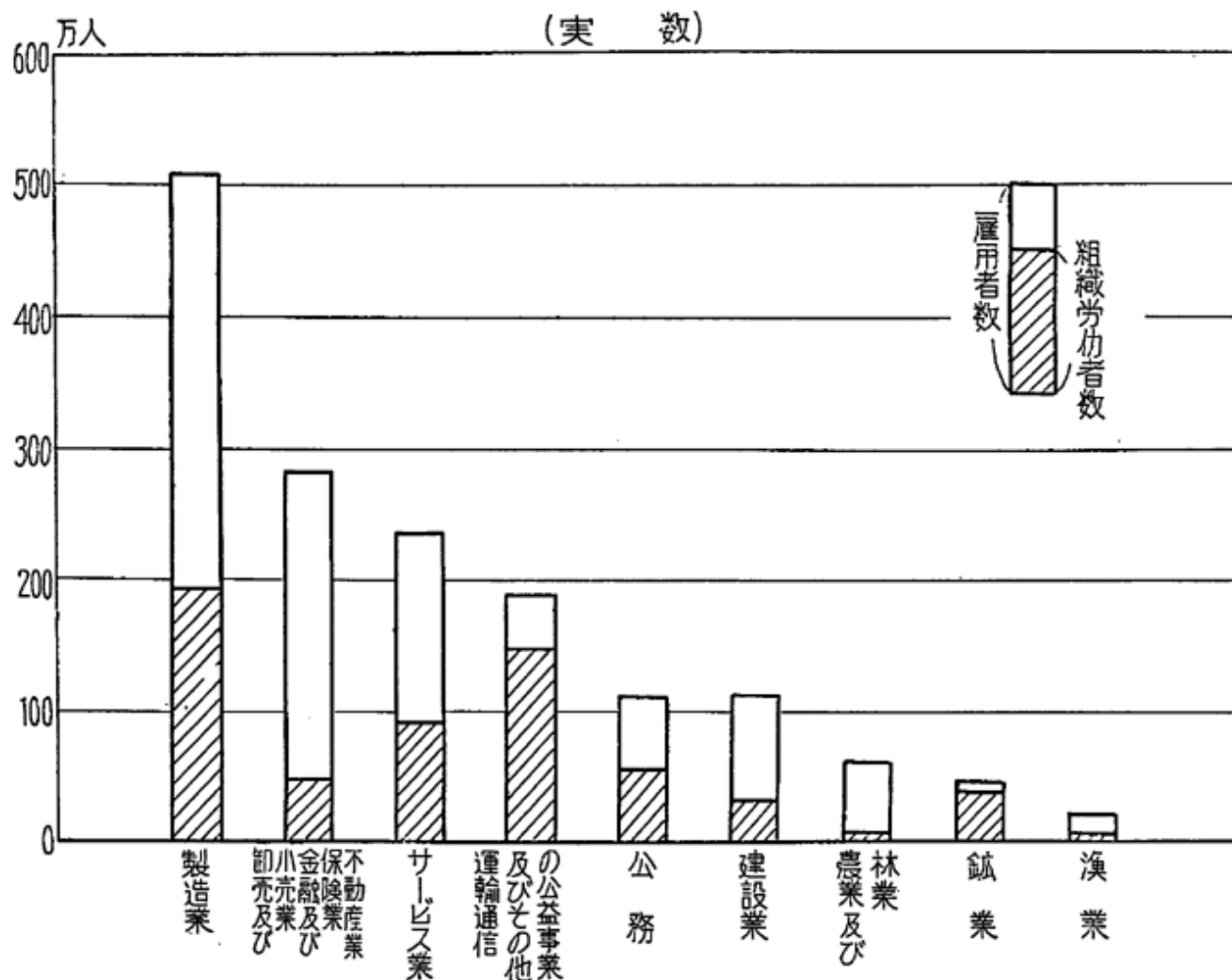
第61図ー1 産業別雇用者数および組織労働者数

(組 織 率)

(30年6月末現在)



第61図一 2



資料出所 労働省「労働組合基本調査」

なお組織率を二九年と比べると、卸売小売、金融保険および不動産業ならびにサービス業においてはいずれも低下しているが、これは前記のとおり組織化のおくれでいる部門において雇用の増加がみられたためである。

二〇 組織状況を組合員数の規模別分布によってみると、五〇〇人未満の組合は組合数では全体の九一%を占めているが、組合員数では総数の二四%を占めているにすぎない。また三〇年の規模別組合数を前年と比較すると、二九人以下の小規模組合のみが著しく減少し、それ以外の規模のところでは、全般的に増加をみているが、とくに一〇〇人から四九九人までの規模の組合は増大している。これは市町村合併にともなって小規模組合が減少し、より規模の大きな組合に移行したためとみられる(第二〇三表参照)。

二一 組織労働者の男女別分布は男子七六%に対し女子は二四%で、二九年に比べて女子の伸長がわずかに目立っているが、組織率では男子、女子のいずれも二九年と大差がない。

これは、女子雇用者の増大が主として従来から組織化のおくれでいた卸売小売、金融保険および不動産業ならびにサービス業などの第三次産業部門において実現されたためと思われる。

二二 組織労働者の適用法規別分布をみると、国家公務員法、地方公務員法によって職員の団体として団結のみを認められている組合員は一三三万人で、組織労働者総数の五分の一を占め、公共企業体等労働関係法、地方公営企業労働関係法によつて団結権および団体交渉権のみを認められている組合員は九八万人で、組織労働者総数の六分の一を占め、また労働組合法の適用を受ける組合員は三九八万人で、組織労働者総数の五分の三を

占めている。

これを二九年の組合員数と比べてみると、労組法適用組合員数は一万人の増加となっており、建設業、金融保険業、卸売および小売業において伸長している。これについて地方公務員法適用組合員数が七万人の増加で、公務および教育において伸長をみ、国家公務員法適用組合員数は二万人の増加、公労法、地公労法の適用組合員数はそれぞれ若干の増加となっている(第二〇四表参照)。

第203表 規模別労働組合数および組合員数

第203表 規模別労働組合数および組合員数

規 模	労働組合数			組合員数		
	29年	30年	対前年 比較	29年	30年	対前年 比較
合 計	18,127	18,013△	114	千人 6,076	千人 6,286	千人 210
5,000人以上	146	147	1	2,815	2,810△	5
1,000人～4,999人	639	691	52	1,316	1,408	92
500人～ 999人	771	838	67	533	583	50
100人～ 499人	4,504	4,847	343	970	1,035	65
30人～ 99人	6,196	6,368	172	342	360	18
29 人 以 下	5,871	5,122△	749	100	91△	9

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 1) △印は減少

2) 新調査方式(独立単位組合および単一組織の本部を一組合とした調査方式)

3) 新調査方式に従って調査した組合員数は本表のごとく629万人で、旧調査方式(単一組織の組合については支部または分会を一組合とした集計、独立単位組合の取扱については新調査と同じ)による組合員数より10万人上廻っているが、これは組合本部に直接加入している組合員が加わっているためである。なお、この調査において単一組織の組合とは、本部規約において個人加入を規定し、さらに下部組織が単位組合に準ずる組合活動をなしうることを規定している組合である。

第二部 各論

五 労使関係

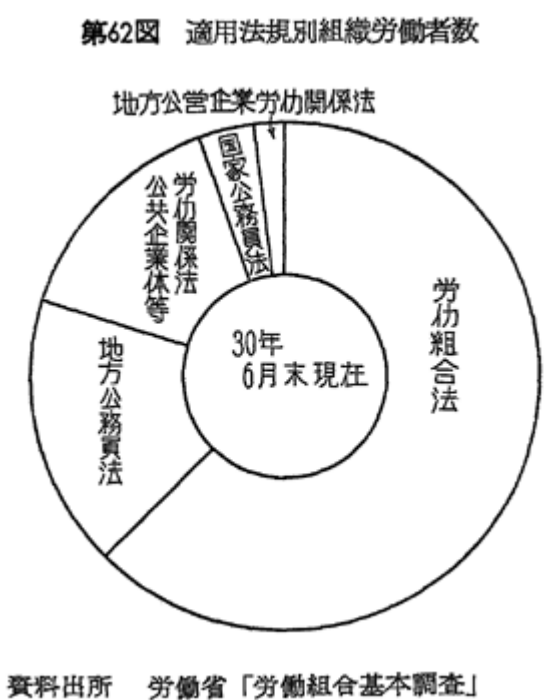
(二) 労働組合組織の現状

(4) 連合団体の動き

二三 三〇年においては全国組織の労働組合連合団体について大きな変動はみられなかつた。これを総評(日本労働組合総評議会),全労会議(全国労働組合会議),新産別(全国産業別労働組合連合),産別(全日本産業別労働組合会議)およびその他の全国組合を通じて概観すると,つぎのとおりである。

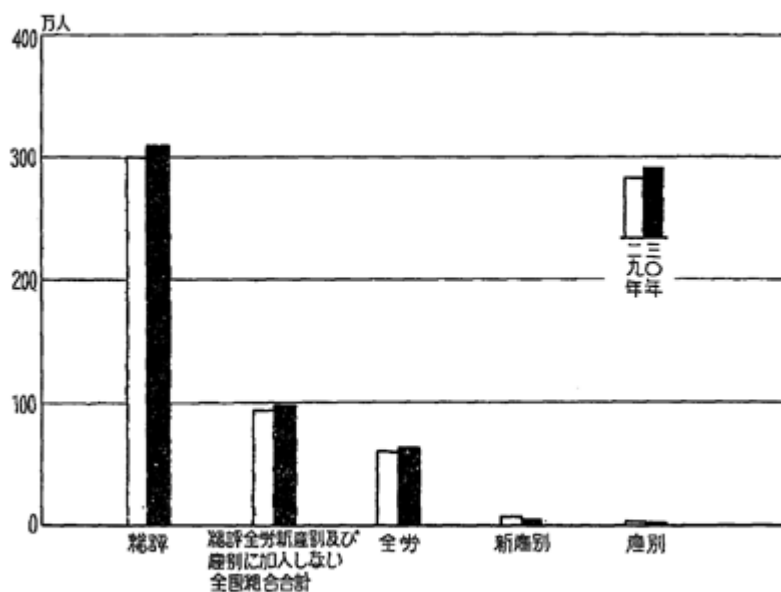
まず総評は傘下組合員数三〇九万人を超え,組織労働者総数の半ばを占めている。二九年に比べると組合員数は自治労(全日本自治団体労働組合)の組織が伸長したこともあって九万人の増加をみた。なお三〇年六月末の労働組合基本調査時点以後の動きとしてはアルコール専売(一,五〇〇人),全調達(二,五〇〇人),全造幣(一,七五〇人)が加入したため,三〇年末における加入組合員数は三一〇万人と推定される。

第62図 適用法規別組織労働者数



第63図 加入主要団体別組合員数

第63図 加入主要団体別組合員数
(30年6月末現在)



資料出所 労働省「労働組合基本調査」

二四 全労会議は傘下組合員数六二万人にのぼり、二九年秋日駐労(一二,〇〇〇人)が加入したことや総同盟の組織が伸長したことなどによって、二九年六月末に比べ二万九千人の増加をみた。なお全労には三〇年六月末の労働組合基本調査時点以後、東北電力労組(八,〇〇〇人)が加入したため、三〇年末における全労加入組合員数は六三万人と推定される。

第204表 適用法規別労働組合数および組合員数

第204表 適用法規別労働組合数および組合員数

適用法規	組 合 数			組 合 員 数		
	29年	30年	対前年 比 較	29年	30年	対前年 比 較
合 計	18,127	18,013(100.0)	△ 114	6,076	6,286(100.0)	210
労働組合法	13,418	14,375 (79.8)	957	3,874	3,980 (63.3)	106
公共企業体等 労働関係法	20	28 (0.2)	8	875	884 (14.1)	9
地方公営企業 労働関係法	234	269 (1.5)	35	84	91 (1.4)	7
国家公務員法	332	308 (1.7)	△ 24	236	255 (4.1)	19
地方公務員法	4,123	3,033 (16.8)	△ 1,090	1,007	1,076 (17.1)	69

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 1) △印は減少。

2) 新調査方式による。

第205表 加入主要団体別組合員数

第205表 加入主要団体別組合員数

主 要 団 体	29年6月末	30年6月末
合 計	千人 6,076	千人 6,286
日本労働組合総評議会	3,003	3,094
全日本労働組合会議	595	624
日本労働組合総同盟	222	237
そ の 他	388	406
全国産業別労働組合連合	41	34
全日本産業別労働組合会議	13	12
以上の団体に加入しない全国組合	944	969
そ の 他 の 組 合	1,502	1,573

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 1) 新調査方式による。

2) 二以上の全国組合に加入している組合はそれぞれの組合に二重に集計してあるので組合員数の合計は組合員総数に一致しない。

第206表 労働協約の適用をうける組合数および組合員数

第206表 労働協約の適用をうける組合数および組合員数

年	適用をうける 組 合 数	締 結 率	適用をうける 組 合 員 数	適 用 率
昭和22年6月末	5,591	% 23.9	千人 —	% —
23年6月末	20,301	62.8	3,922	79.0
24年6月末	14,099	50.4	3,745	65.5
25年6月末	9,746	45.1	2,553	58.8
26年6月末	10,329	50.5	2,646	61.8
27年6月末	11,054	54.4	2,970	69.4
28年6月末	13,538	59.4	3,348	71.6
29年6月末	14,224	60.7	3,507	73.7
30年6月末	16,182	64.9	3,817	78.2

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 1) $\text{締結率} = \frac{\text{協約の適用をうける組合数}}{\text{協約締結可能な総組合数}}$ 2) $\text{適用率} = \frac{\text{協約の適用をうける組合員数}}{\text{協約締結可能な総組合員数}}$

3) 協約締結可能な組合および組合員数は23年以前は全組合数および組合員数であるが、24年以後は、労組法、公労法、および地公労法適用組合数および組合員数である。

新産別は三万四千人、産別は一万二千人でいずれもわずかに減少した。

二五 また総評,全労会議,新産別,産別のいずれにも加入しない全国組合は三三組合,組合員数九七万人で,日本自動車産業労働組合連合会,全国証券労働組合協議会などの新設により,二九年より三万人増加した。

二六 全労傘下の全織同盟は綿紡部会の秋季賃上げ争議に関連して一一月に東洋紡一二月に呉羽紡の両労組が相ついで全織同盟を離脱した。また二九年一二月において,総評傘下の全日本自動車産業労働組合が解散したため,自動車産業の労働組合は事実上分裂状態となったが,その後大手三社のうち日産を中心とする自動車労連(日本自動車産業労働組合連合会)が一月設立され,トヨタを中心とする自動車東海(東海自動車産業労働組合東海地方連合会)が三月設立され,またいすゞは単独に同系列の諸組合を統合して一〇月にいすゞ連協(いすゞ関東企業労働組合連絡協議会)を設立した。電産は二七年の賃上げ争議を契機として同年末より分裂したが,その後組織勢力は衰退の一途をたどり,三〇年末における電産九州地本の脱退によって組合員数は三万人となり,一方,電労連(全国電力労働組合連合会)は一〇万人と組織を伸長した。このような状況から電産内の一部に電労連と統一を図る動きが擡頭しているが,統一問題は三一年にもちこされた(第二〇五表参照)。

第二部 各論

五 労使関係

(二) 労働組合組織の現状

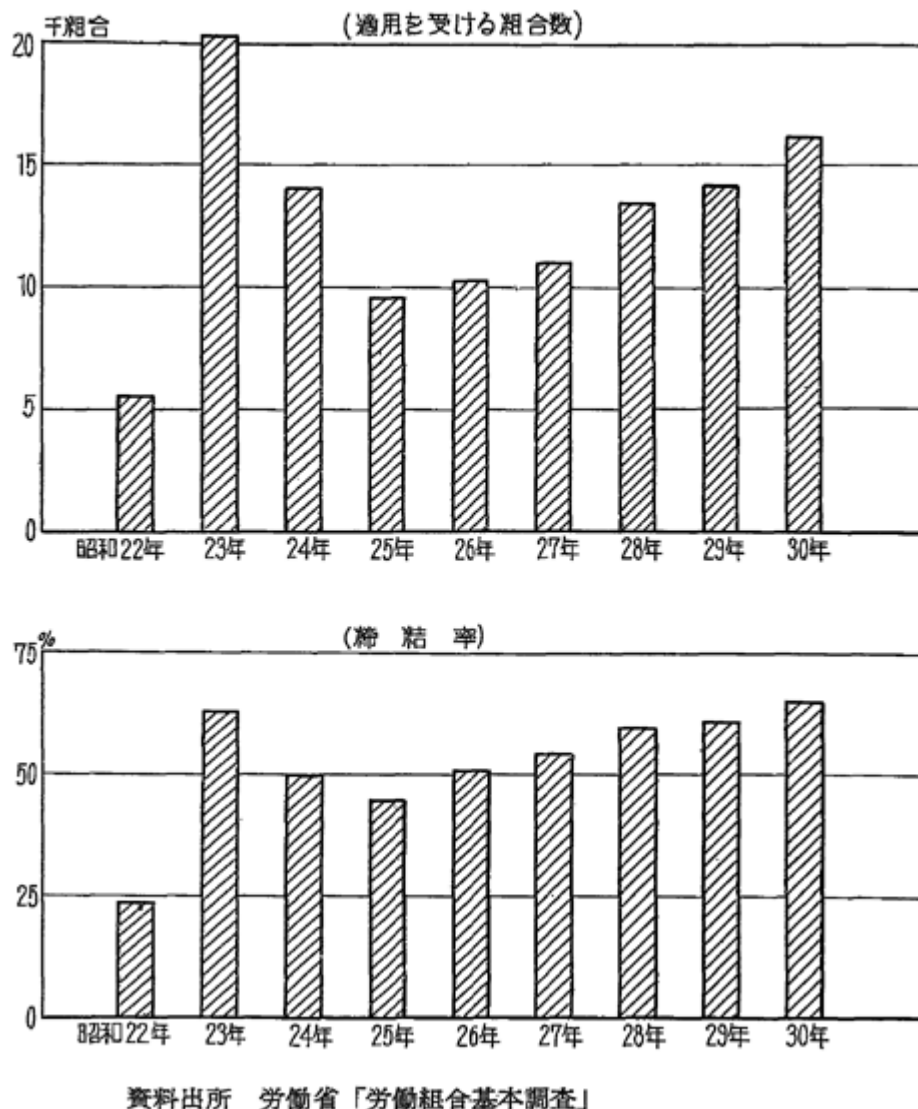
(5) 労働協約の締結状況

二七 三〇年における労働協約の締結状況は締結率、適用率ともに二九年よりそれぞれ約四%の拡大をみた。すなわち、三〇年六月末において組合が当事者となって労働協約を締結している組合および上部組合が締結した労働協約の適用をうける組合は、組合数にして一六、一八二組合(二九年より二、〇〇〇組合の増加)で、労働協約を締結しうる組合(労組法公労法および地公労法が適用になる組合)二四、九二九組合のうち六五%(二九年六一%)が労働協約を締結している。また労働協約の適用をうける組合員は三八二万人(二九年より三十一万人の増加)で、労働協約の締結能力をもつ組合員四八八万人のうち七八%(二九年七四%)が協約の適用をうけている(第二〇七表参照)。

二八 さらに労働協約の適用をうける一六、一八二組合、その適用をうける組合員数三八二万人のうちで、上部組合の締結した協約の適用をうけるものは九、六八四組合で、協約の適用をうける組合総数の六〇%を占め、組合員数は二四三万人で協約の適用をうける組合員総数の六四%に達している。これは無協約時代といわれた二五年当時に比べ二五年を一〇〇とすると、組合数では一八二・五、組合員数では二四二・八と増加している(第二〇八表参照)。このような増加をみるに至った理由は、二六年末以来主要全国組合によつてとり上げられてきた統一協約斗争による上部組合の締結増がもたらした結果と思われ、三〇年においても分化労連、私鉄総連および海員等により労働協約改訂斗争が行われ、この傾向を強めている。

第64図 年別労働協約締結状況の推移

第64図 年別労働協約締結状況の推移



二九 さらに組合が当事者となって労働協約を独自に締結しているものについて規模別にみると、第二〇八表に示すとおり規模の大きい組合ほど締結している割合が高い。すなわち五、〇〇〇人以上の組合では六九%が締結していてその割合も高いが、二九人以下の組合では二六%以下の低い締結状況を示している。

第207表 労働協約の締結当事者である連合団体数および上部協約適用組合員数

第207表 労働協約の締結当事者である連合団体
数および上部協約適用組合員数

項 目	26 年	30 年	26年と30年 との比較
締結当事者である 連合団体数	345	636	291
上部団体の締結し た労働協約の適用 をうける組合員数	177万人	249万人	72万人

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 26年と30年との締結当事者である連合団体数
の比較においては特に単一組織の増加が著し
い。

第208表 規模別労働協約適用組合数および組合員数

第208表 規模別労働協約適用組合数および組合員数

規模（組合員）	組合が当事者となっ て締結した労働協約		締結組合数 の総組合数 に対する割 合
	組 合 数	組合員数	
合 計	9,476	2,402	29.6
5,000人以上	38	370	69.1
1,000人～4,999人	394	735	44.0
500人～ 999人	545	384	35.1
100人～ 499人	3,122	678	30.3
30人～ 99人	3,412	200	29.5
29人以下	1,965	35	25.7

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 旧調査方式による。

第二部 各論
五 労使関係
（二）労働組合組織の現状
（6）労使交渉協議機関

三〇 労使交渉協議機関の設置状況をみると、労働協約にもとづく設置組合数は一一、三九四組合で、労働協約適用組合総数の七.九%を占め、二九年より三%の上昇をみた。

これを機関の種類別にみると、労働条件に関する機関九、三五二（協約にもとづいて労使交渉協議機関を設置した総組合数に対し八二%）、生産に関する機関五、九一四（同五二%）、苦情紛争処理に関する機関一〇、四三七（同九二%）となっている。

第209表 労使交渉協議機関を有する組合数

第209表 労使交渉協議機関を有する組合数（協約にもとづくもの）

年	総 数	労働条件に関するもの	生産に関するもの	苦情紛争処理に関するもの
昭和24年	13,344(100.0) [%]	9,212(69.0) [%]	9,601(71.9) [%]	4,121(30.9) [%]
25年	6,888(100.0)	5,566(30.9)	4,388(63.8)	3,682(53.5)
26年	8,401(100.0)	7,767(92.4)	4,748(56.3)	5,220(62.1)
27年	9,625(100.0)	8,683(90.2)	5,319(55.3)	6,275(65.2)
28年	10,770(100.0)	9,405(87.3)	4,927(45.7)	8,040(74.7)
29年	10,825(100.0)	9,673(89.4)	4,756(43.9)	8,498(78.5)
30年	11,394(100.0)	9,352(82.1)	5,914(51.9)	10,437(91.6)

資料出所 労働省「労働組合基本調査」
（注） 機関の附議事項が二つ以上の場合があるため各項目の計は総数と一致しない。

第210表 年別および男女別推定組織率

第210表 年別および男女別推定組織率

年	合 計		男		女	
	組合員数	組 織 率	組合員数	組 織 率	組合員数	組 織 率
昭和22年	千人 5,692	% 45.3	千人 4,383	% —	千人 1,309	% —
23年	6,677	53.0	6,170	66.4	1,507	45.7
24年	6,655	55.8	5,126	57.3	1,520	51.0
25年	5,774	46.2	4,467	49.1	1,304	38.2
26年	5,687	42.6	4,333	44.5	1,352	37.3
27年	5,720	40.3	4,398	43.2	1,322	32.6
28年	5,843	40.2	4,485	42.8	1,358	33.6
29年	5,986	38.8	4,605	41.9	1,382	31.3
30年	6,185	38.9	4,712	42.3	1,474	31.1
英 国(29.12)	9,495	43.8	7,706	54.5	1,789	23.8
米 国(29.12)	17,757	35.3	15,659	47.2	2,098	12.3
西 独(29. 9)	6,978	41.5	—	—	—	—

資料出所 1) 労働省「労働組合基本調査」2) 総理府統計局「労働力調査」(修正値)

3) 英国労働省官報 4) 米国労働省月刊労働評論 5) 西独統計年報

(注) 第200表の注参照

三一 これを二九年にくらべると、生産に関する機関と苦情紛争処理に関する機関は著しく伸長しているのに反し、労働条件に関する機関はやや減少している(第二〇九表参照)。

これは、労働協約にもとづいて決定される労働条件に関する条項の安定化ないしは固定化にともない、労使交渉協議の場としての労働条件に関する役割がやや減退した反面、生産に関する研究協議、意見具申等の生産に関する機関の役割が増したこと、および職場内における賃金問題、配置転換等の不平苦情の問題を平和的に組合を通じて解決する努力が盛んになり、労働協約にもとづいて労使が円滑に誤解なく活動してゆく苦情紛争処理機関本来の機能が果してきた効果について、労使間にその認識が強まったためと思われる。

第二部 各論

五 労使関係

(二) 労働組合組織の現状

(7) わが国労働組合組織の特徴

三二 わが国労働組合の組織率は三八・九%で,英国の四三・八%(二九年末),西独の四一・五%(二九年六月末),米国の三五・三%(二九年末)等欧米諸国の組織率に比較して決して遜色のない水準に達している。しかし組織率を男女別に分けて国際比較を行うと,わが国の女子の組織率は英米より極めて高いが,男子は逆にわが国の方が低い結果を示している(第二一〇表参照)。このことは,わが国の労働組合組織の一特色である企業別組織が八六%という圧倒的に高い割合を占めていることに求めることができよう。すなわち英米等諸外国においては職能別または産業別組合が多いといわれているのに対し,わが国においては企業別組合が多いため,その工場または事業所に組合が組織されると職種,男女を問わず一括加入という形がとられるためである。

三三 また,戦後組合組織が最高潮になつたと推定される二四年の組織率五五・八%と比べると三〇年はかなり低下してきているが,これは組織の減少によるよりはむしろ雇用の増加が組織化の遅れている部門にもたらされた結果であり,とくに女子組織率の急減は二四年以来卸売,小売,サービス業および製造業等の組織化のとくに遅れた中小企業で雇用が増加したためであろう。

三四 さらに,わが国労働組合の組織率は国際的水準まで進んでいるが,とくに組織化の進んでいるのは大規模事業所で,規模が小さくなるにつれて遅れをみせ,小規模事業所ではほとんど組織化が行われていない実状である(第二一一表参照)。

第211表 製造業における事業所規模別推定組織率

第211表 製造業における事業所規模別推定組織率
(29年6月末)

規 模	常用労働者数	労働組合組合員数	推定組織率
総 数	千人 4,805	千人 1,915	% 39.8
1人～29人	1,726	67	3.9
30人～99人	884	167	19.1
100人～499人	967	584	60.4
500人以上	1,227	1,095	89.2

資料出所 労働省「昭和29年労働組合基本調査」および総理府「昭和29年事業所統計調査」

- (注) 1) 労働組合組合員数は事業所統計調査の調査単位による事業所単位で調査したものである。
- 2) したがって組合単位で調査した組合員数とは若干差がある(産業分類上製造業以外に分類される事業所の従業員が製造業に分類される組合に加入している場合はこの表に集計されていない)。
- 3) また、労働組合員数は常用労働者のみならず臨時日雇の組合員も含まれている。
- 4) したがって全雇用者を用いた推定組織率は上記の数字より若干下廻ると思われる。

第212表 民官公別組合員数

第212表 民 官 公 別 組 合 員 数

年	合 計	民 間	公 企 体	国家公務	地方公務
	千人 %	千人 %	千人 %	千人 %	千人 %
昭和24年	6,655(100.0)	4,297(64.5)	609 (9.2)	817(12.3)	932(14.0)
26年	5,687(100.0)	3,681(64.7)	464 (8.2)	511(9.0)	1,031(18.1)
30年	6,285(100.0)	3,833(62.5)	611 (9.7)	529(8.4)	1,213(19.3)

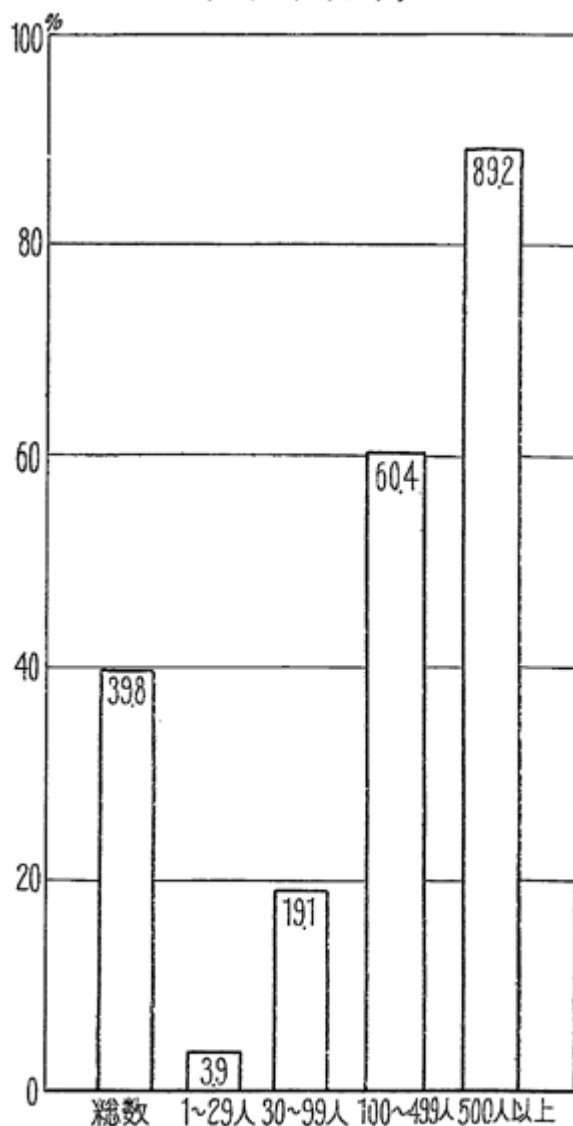
資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 民間には駐留軍労務を含む。

三五 つぎに、現在の組織状況を民官公別に戦後の最高およびドッジ・ライン後の最低時期と比較してみよう。1)国家公務員および公共企業体の組織は二四年から三〇年までの間に、公団関係がこの部門からはずれた関係もあって、約二九万人の減少であるが、地方公務員では同期間中に二八万人の増加となった。また民間企業においては三八万人の減少となっている。2)つぎに、ドッジ・ラインを経過し、レッド・パージが行われて組織が最低となった二六年と現在の組織を比較すると各部門とも増加しているが、とくに地方公務、民間企業の伸長が著しい(第二一二表参照)。

第65図 事業所規模別推定組織率

第65図 事業所規模別推定組織率（製造業）
（29年6月末現在）



資料出所 「労働組合基本調査」
および「事業所統計調査」

三六 さらに、産業別に組合員数の動きをみると、二六年から三〇年までに、1)組織の伸長をみた産業部門は通信業(一八万八千人増)、建設業(一〇万五千人増)、公務(七万四千人増)、教育(六万七千人増)、卸売および小売(五万四千人増)、金融および保険(四万五千人増)などであり、また、2)後退をみた産業部門は石炭鉱業(八万七千人減)、水運業(五万五千人減)、紡織(四万五千人減)、道路貨物(三万五千人減)などであって、わが国労働組合は企業別組合が多いことを反映し、組織の増減が主として雇用の増減にもとづいている。

第213表 組合員の規模別国際比較

第213表 組合員の規模別国際比較

組合員規模	日 本 (30年6月)		英 国 (29年12月)	
	組 合 数	組 合 員 数	組 合 数	組 合 員 数
合 計	18,013(100.0) [%]	6,286(100.0) ^{千人 %}	674(100.0) [%]	9,495(100.0) ^{千人 %}
100人未満	11,490(63.8)	450(7.2)	132(19.6)	7(0.1)
100人 ～ 499人	4,847(26.9)	1,035(16.5)	177(26.3)	46(0.5)
500人 ～ 999人	838(4.7)	583(9.3)	63(9.4)	44(0.5)
1,000人～4,999人	691(3.8)	1,408(22.4)	170(25.2)	398(4.2)
5,000人～9,999人	147(0.8)	2,810(44.7)	42(6.2)	280(2.9)
10,000人以上			90(13.3)	8,720(91.8)

組合員規模	米 国 (29年12月)	
	組 合 数	組 合 員 数
合 計	199(100.0) [%]	17,757(100.0) ^{千人 %}
100人未満	16(8.0)	8(0.05)
100人 ～ 499人		
500人 ～ 999人	34(17.1)	82(0.5)
1,000人～4,999人		
5,000人～9,999人	23(11.6)	170(1.0)
10,000人以上	126(63.3)	17,497(98.7)

資料出所 1) 労働省「労働組合基本調査」
 2) 英国労働省 官報
 3) 米国労働省 月刊労働評論

三七 最後に、組合の規模別分布につき国際比較を行つてみると、わが国の組合は上部組合に全く加入していない単独の組合が七、〇〇〇を越える現況にあり、かつこれらのほとんどが企業別組合であるのに対し、英米においては職能別または産業別の大規模組合が圧倒的に多く、わが国の組合の規模は極めて小さいものが数多くあることが特徴の一つであるということができよう(第二一三表参照)。

(注)英米の統計における調査単位が明示されていないため厳密な比較はできない。

第二部 各論

五 労使関係

(三) 労働争議の状況

(1) 労働争議の件数,参加人員および労働損失日数

三八 三〇年中における労働争議は,民間産業においても公労協を中核とする官公労においても,経済的要求をかかげた争議が多く発生したが,従前に比較して長期化した大争議は少なかった。しかし中小企業においては,消極的,防衛的要求の争議や,積極的要求をかかげた争議が多かったため,総争議(争議行為をともなつた争議と争議行為はともなわなかつたが第三者が関与した争議の合計),争議行為をともなつた争議およびともなわない争議を通じ件数,参加人員ともにそれぞれ二九年を上廻った。しかし作業停止労働争議(同盟罷業,工場閉鎖)が比較的短期に解決されたため,労働損失日数は戦後の最低であった。

三九 労働争議の件数,参加人員を総争議についてみると,一,三四五件,三七五万人で,二九年よりそれぞれ一〇〇件,一一一万人の増加である。件数は経済安定計画が実施され企業整備があいついで発生した二四年前後につぐ高い水準にあり,参加人員は戦後もっとも多かつた二二年,二三年につぐ数である。このように参加人員が多かつた理由の一つとしては,争議行為をともなわなかつたが第三者が関与した争議において二九年より八九万人も増加していることがあげられる。これは海員(六月賃上げ争議,十一月協約斗争,十二月越年斗争),綿紡(七月操短問題),全逋(六月薪炭手当),化繊部会(六月賃上げ争議,七月協約改訂争議),全駐労(二月退職金争議),公労協各組合(一二月賃上げ争議)等が多かつたためである。また争議行為をともなつた長期大争議は少なかつたが,夏期手当,年末手当斗争に際して調整機関の関与した全国組合の争議が多かつたことも第二の理由としてあげることができる。さらに,争議件数の増加については,かなり大きい争議も前年同様に発生した上,あとで規模別分布について述べるように経済的積極的要求,消極的防衛的要求両面の中小争議が増大したためである(第二一四,第二一五表参照)。

第214表 労働争議件数および参加人員

第214表 労働争議件数および参加人員

年	総 数				争議行為を伴ったもの				争議行為を伴わないもの			
	件数	%	参加人員	%	件数	%	参加人員	%	件数	%	参加人員	%
昭和21年	920	100.0	2,723	100.0	810	88.0	635	23.3	110	12.0	2,088	76.7
22年	1,035	100.0	4,415	100.0	683	66.0	295	6.7	352	34.0	4,120	93.3
23年	1,517	100.0	6,715	100.0	913	60.2	2,605	38.8	604	39.8	4,109	61.2
24年	1,414	100.0	3,307	100.0	651	46.0	1,240	37.5	770	54.5	2,068	62.5
25年	1,487	100.0	2,348	100.0	763	51.3	1,027	43.7	783	52.7	1,322	56.3
26年	1,186	100.0	2,819	100.0	670	56.5	1,386	49.7	584	49.2	1,432	50.8
27年	1,233	100.0	3,683	100.0	725	58.8	1,844	50.1	573	46.5	1,839	49.9
28年	1,277	100.0	3,399	100.0	762	59.7	1,743	51.3	584	45.7	1,655	48.7
29年	1,247	100.0	2,635	100.0	780	62.6	1,547	58.7	552	44.3	1,089	41.3
30年	1,345	100.0	3,748	100.0	809	60.1	1,767	47.2	615	45.7	1,981	52.8

資料出所 労働省「労働争議統計」

第215表 争議型態別労働争議件数および参加人員

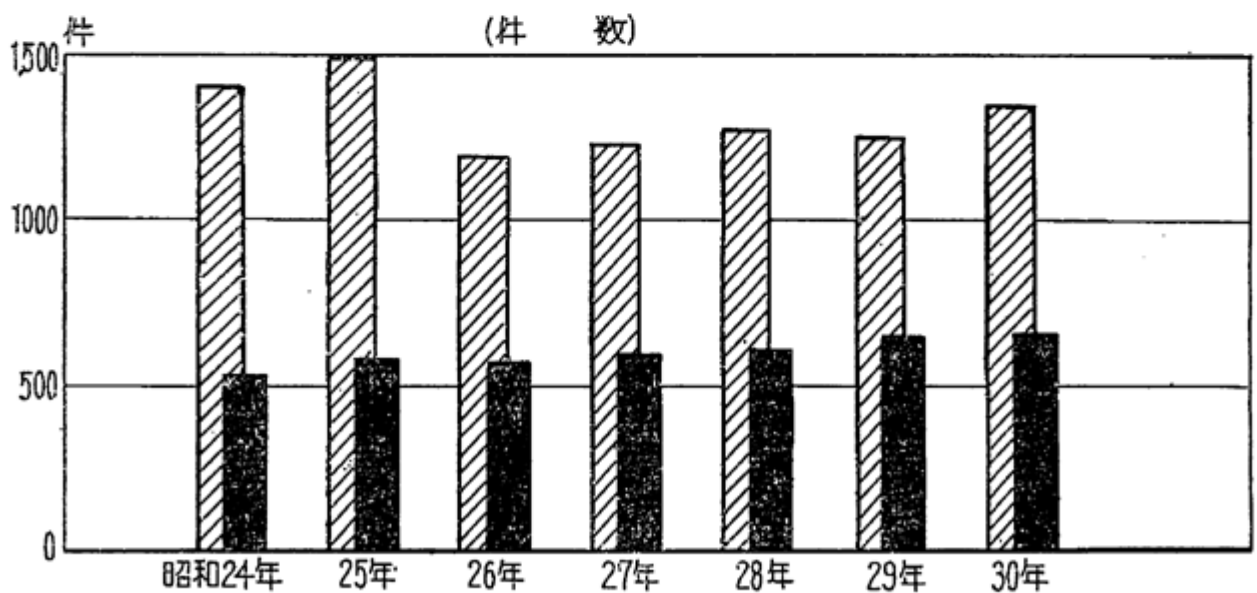
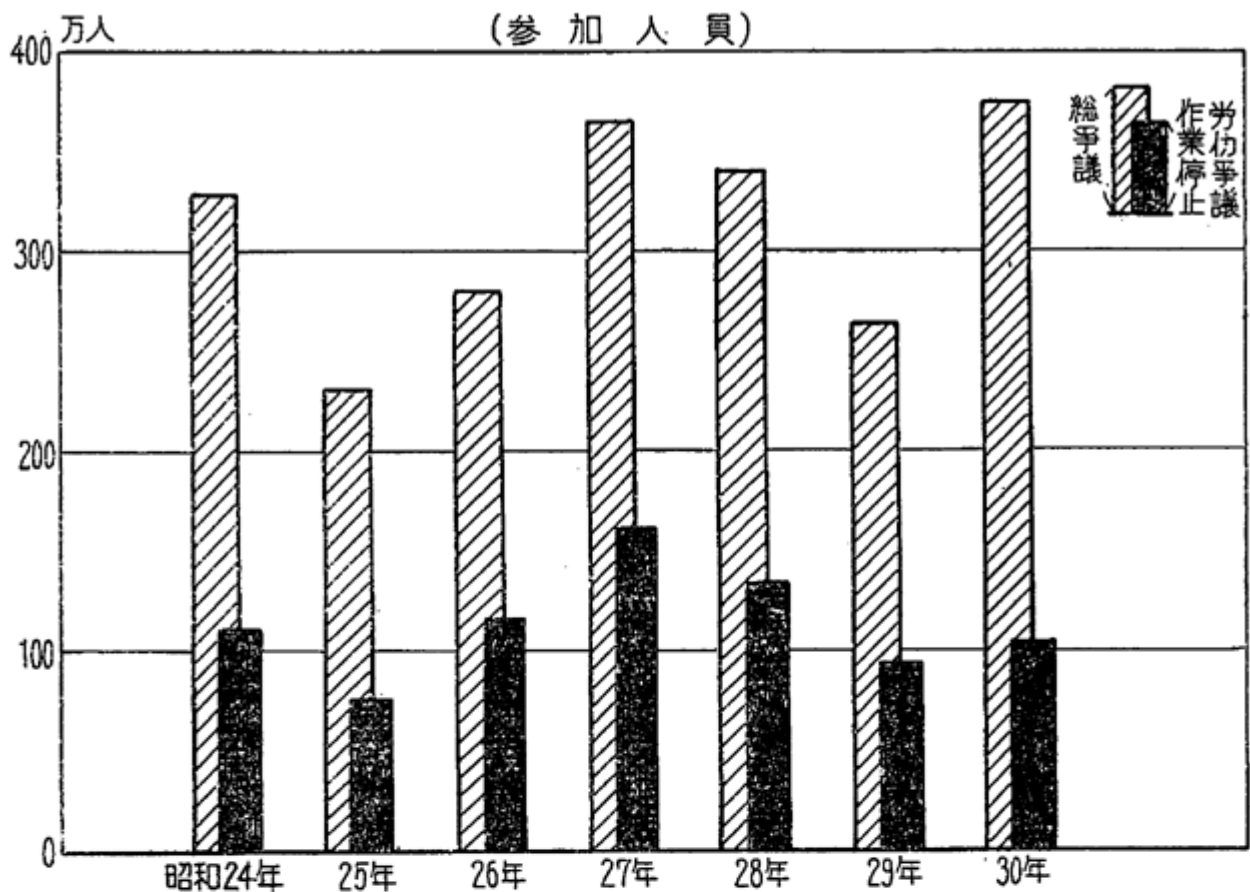
第215表 争議型態別労働争議件数および参加人員

年	同 盟 罷 業		工 場 閉 鎖		同 盟 怠 業		業 務 管 理	
	件 数	参加人員	件 数	参加人員	件 数	参加人員	件 数	参加人員
昭和21年	622	510	80	7	130	75	170	141
22年	382	212	88	8	141	63	93	24
23年	667	2,299	83	7	136	302	54	7
24年	511	1,117	53	7	100	129	25	8
25年	566	761	45	27	267	409	28	7
26年	564	1,160	35	5	184	362	—	—
27年	576	1,623	29	9	241	617	2	—
28年	602	1,334	27	23	261	732	4	—
29年	623	915	32	22	271	968	6	1
30年	638	1,029	40	9	310	1,000	1	—

資料出所 労働省「労働争議統計」

第66図 年別労働争議件数および参加人員

第66図 年別労働争議件数および参加人員



資料出所 労働省「労働争議統計」

四〇 つぎに、作業停止労働争議は三〇年中に六五九件、参加人員一〇三万人を数えた。争議件数は二六年以

来漸増傾向をたどっているが三〇年も微増にとどまり、参加人員は二七年以来の減少傾向を停止し、二九年より一〇万人増加した。また作業停止労働争議につぐ怠業は二六年以来争議件数、参加人員ともに増大し、三〇年もひきつづきこの傾向を強めており、参加人員は一〇〇万人を突破した。

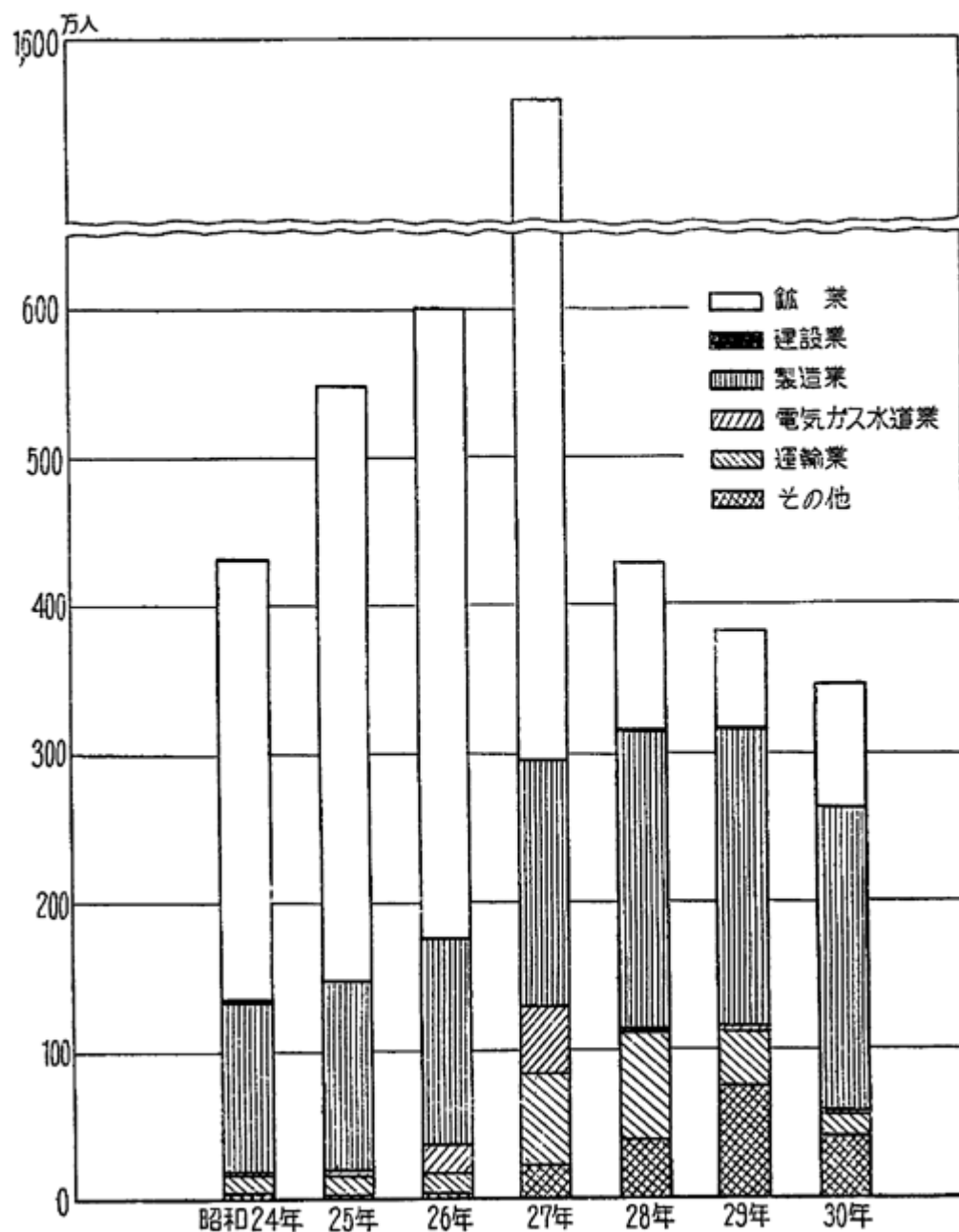
(注)二五年以降四時間未満の罷業は、争議統計の集計上怠業として扱われている。なお、二四年以前もほぼ同様の取扱いであるが、三時間未満を怠業とした年もある。なお、業務管理は二一年に一七〇件と多くの発生をみたが、二六年以来著し～減少し三〇年はわずか一件あったに過ぎない。

四一 また作業停止労働争議によってもたらされた損失日数は三四七万日で、二九年を三七万日下回る戦後の最低記録である。また二九年には尼鋼、日鋼室蘭、近江絹糸などの注目された工場閉鎖があったのに対し、三〇年は長期かつ大規模の工場閉鎖がみられなかったため、工場閉鎖による損失日数は前年より約一〇〇万日を減じて一六万日という低い水準になった。しかし一方、同盟罷業による損失日数は前年より六六万日の増加となり、かなり高い水準にとどまった(第二一六表参照)。

以上のような損失日数の減少した理由は、1)労使とも極力激突を回避し、短期解決をはかったこと、2)争議期間が短かくてすんだこと、3)長期かつ大規模の工場閉鎖がなかったこと、などがあげられる。三〇年において損失日数の多かった争議は、綿紡(賃上げ、一一九万日)、全鋳(賃上げ、二八万日)、炭労(賃上げ、二五万日)、鉄鋼労連(賃上げ、一二万日)等であり、また規模は大きくなかったが長期に亘ったものとして、日本カーボン(賃上げ、一一二百間、七万日)をあげることができる。

第67図 年別および産業別労働損失日数の推移

第67図 年別および産業別労働損失日数の推移



資料出所 労働省「労働争議統計」

なお、争議参加人員総数に対する作業停止労働争議参加人員の割合を年別に比較すると、石炭鉱業、電気業で大争議のあった二七年の四四%を頂点としてその後年年減少し、三〇年は二八%となり、また雇用労働者一、〇〇〇人当りの損失日数いわゆる千人率は前記割合と同様の傾向で、二七年(一、〇六一日)を最高にその後急減して、三〇年は二一八日となっている(第二一七表参照)。

第二部 各論
五 労使関係
（三）労働争議の状況
（2）産業別の動き

四二 三〇年の労働争議を産業別にみると、総争議参加人員三七五万人のうち半数以上にあたる一九八万人が運輸通信その他の公益事業で占められている。これは前述のとおり春季斗争における私鉄総連、電産、海員、夏季手当問題の国鉄、機労、私鉄総連東電労組、全通（薪炭手当）、私鉄総連（協約問題）、年末手当斗争における全通、全電通、国鉄、機労、私鉄総連、全日通、年末賃金問題の全通、全電通、国鉄など数多くの全国組合が調整機関関与となつたためである。しかし罷業にまで発展したものは少なく、かつ罷業になった場合もごく一部分の人員が行つたため作業停止労働争議の参加人員は前年より六万六千人少なく、労働損失日数では三六万日少なかった。

第216表 作業停止労働争議件数、参加人員および労働損失日数

第216表 作業停止労働争議件数、参加人員および労働損失日数						
年	件数	参加人員	労働損失日数			
			合計	同盟罷業によるもの	工場閉鎖によるもの	工場閉鎖の合計に対する比率
		千人	千日	千日	千日	%
昭和21年	702	517	6,266	6,093	173	2.8
22年	464	219	5,036	4,894	142	2.8
23年	744	2,304	6,995	6,880	116	1.7
24年	554	1,122	4,321	4,252	68	1.6
25年	584	763	5,486	5,133	353	6.4
26年	576	1,163	6,015	5,972	42	0.7
27年	590	1,624	15,075	15,012	63	0.4
28年	611	1,341	4,279	3,854	425	9.9
29年	647	928	3,836	2,659	1,177	30.7
30年	659	1,033	3,467	3,307	160	4.6

資料出所 労働省「労働争議統計」

第217表 作業停止労働争議発生率および千人率

第217表 作業停止労働争議発生率および千人率

年	総争議参加人員 に対する作業停 止労働争議参加 人員の割合	雇用者 1,000人当 り 損失日数(千人率)
昭和21年	% 19.0	日 —
22年	5.0	400
23年	34.3	556
24年	33.9	362
25年	32.5	439
26年	41.2	450
27年	44.1	1,061
28年	39.4	295
29年	35.2	249
30年	27.6	218

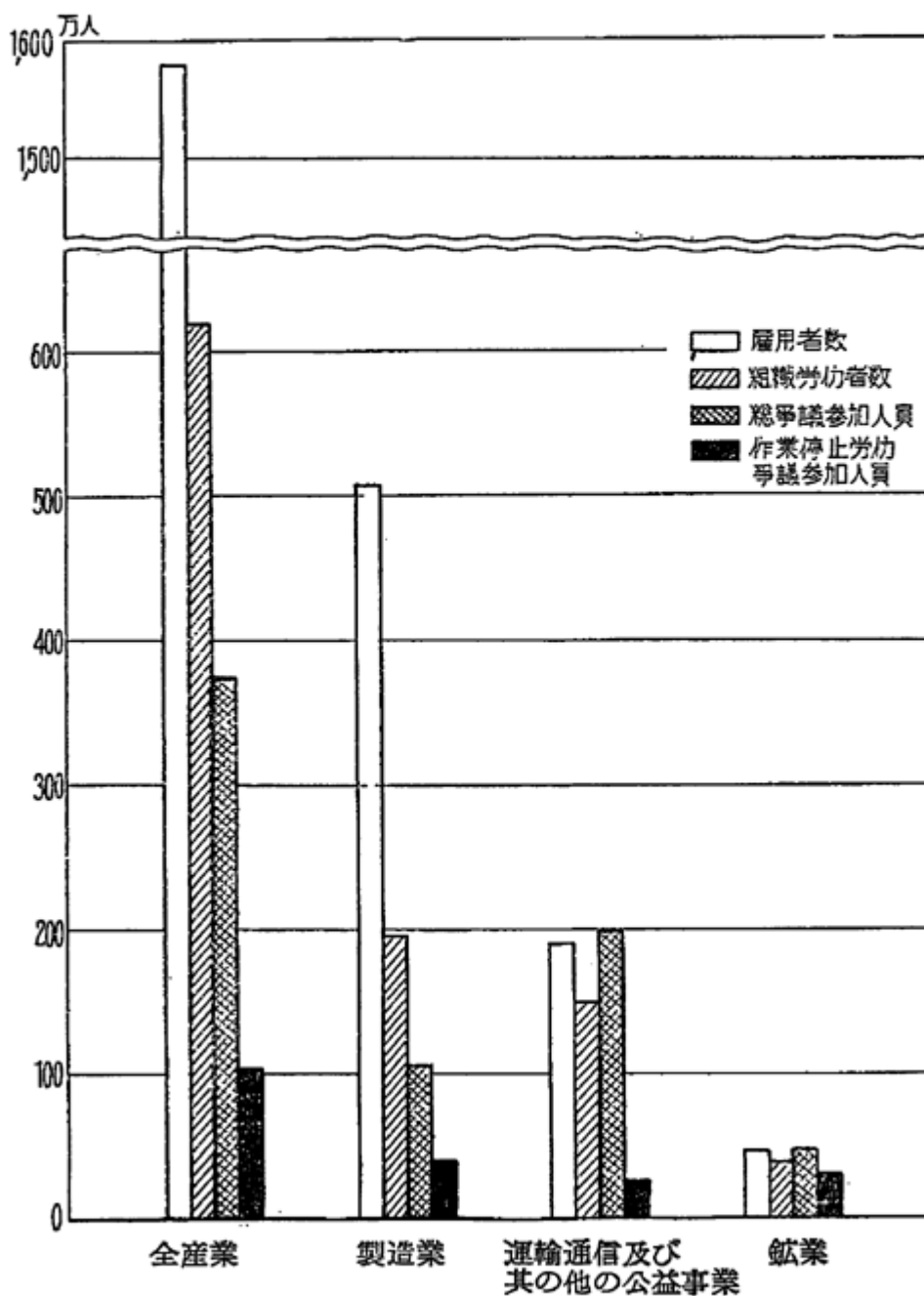
資料出所 1) 労働省「労働争議統計」
2) 総理府統計局「労働力調査」

四三 製造業における総争議参加人員は一〇四万人で、前1年より三四万人の増加である。これは三〇年に化学、紡織、第一次金属などに大争議が多かったためである。また、綿紡部会、鉄鋼労連、日本カーボンなどの罷業があったため、作業停止労働争議参加人員も前年より約一〇万人の増加であったが、労働損失日数はほぼ前年なみの二〇六万日であった。

第68図 産業別雇用者数、組織労働者数および労働争議参加人員

第68図 産業別雇用者数、組織労働者数および労働争議参加人員

(30年)



資料出所 労働省「労働争議統計」

四四 鉱業における総争議参加人員は四八万人で、前年より二七万人も増加した。これは、春季における炭労、全鉱、炭鉱合理化問題の炭労、年末手当の全鉱などの争議があったためである。作発停止労働争議では全鉱の春季斗争があったが、その他は部分的であったので、前年よりやや増加した程度で、損失日数は八二万日であった。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第二部 各論
五 労使関係
（三）労働争議の状況
（3）規模別の動き

四五 参加人員の規模によって争議状況をみると、総争議、行為をともなう争議とも、参加人員の多い大規模争議の発生割合は減少し、参加人員の少ない小規模争議は実数、割合ともに増加し、小規模争議は総争議発生件数の半数を超えるに至った(第二一八表参照)。

第218表 争議参加人員規模別発生件数

第218表 争議参加人員規模別発生件数				
年	総 争 議			
	規 模 計	1 人～99人	100人～499人	500人以上
昭和27年	件 % 1,195(100.0)	件 % 529 (44.3)	件 % 366 (30.6)	件 % 300 (25.1)
28年	1,216(100.0)	547 (45.0)	369 (30.3)	300 (24.7)
29年	1,195(100.0)	573 (47.9)	353 (29.5)	269 (22.5)
30年	1,301(100.0)	665 (51.1)	331 (25.4)	305 (23.4)
年	争 議 行 為 を 伴 う も の			
	規 模 計	1 人～99人	100人～499人	500人以上
昭和27年	716(100.0)	272 (38.0)	227 (31.7)	217 (30.3)
28年	711(100.0)	299 (42.1)	220 (30.9)	192 (27.0)
29年	768(100.0)	341 (44.4)	236 (30.7)	191 (24.9)
30年	795(100.0)	395 (49.7)	206 (25.9)	194 (24.4)

資料出所 労働省「労働争議統計」

第219表 企業規模別労働争議発生件数

第219表 企業規模別労働争議発生件数

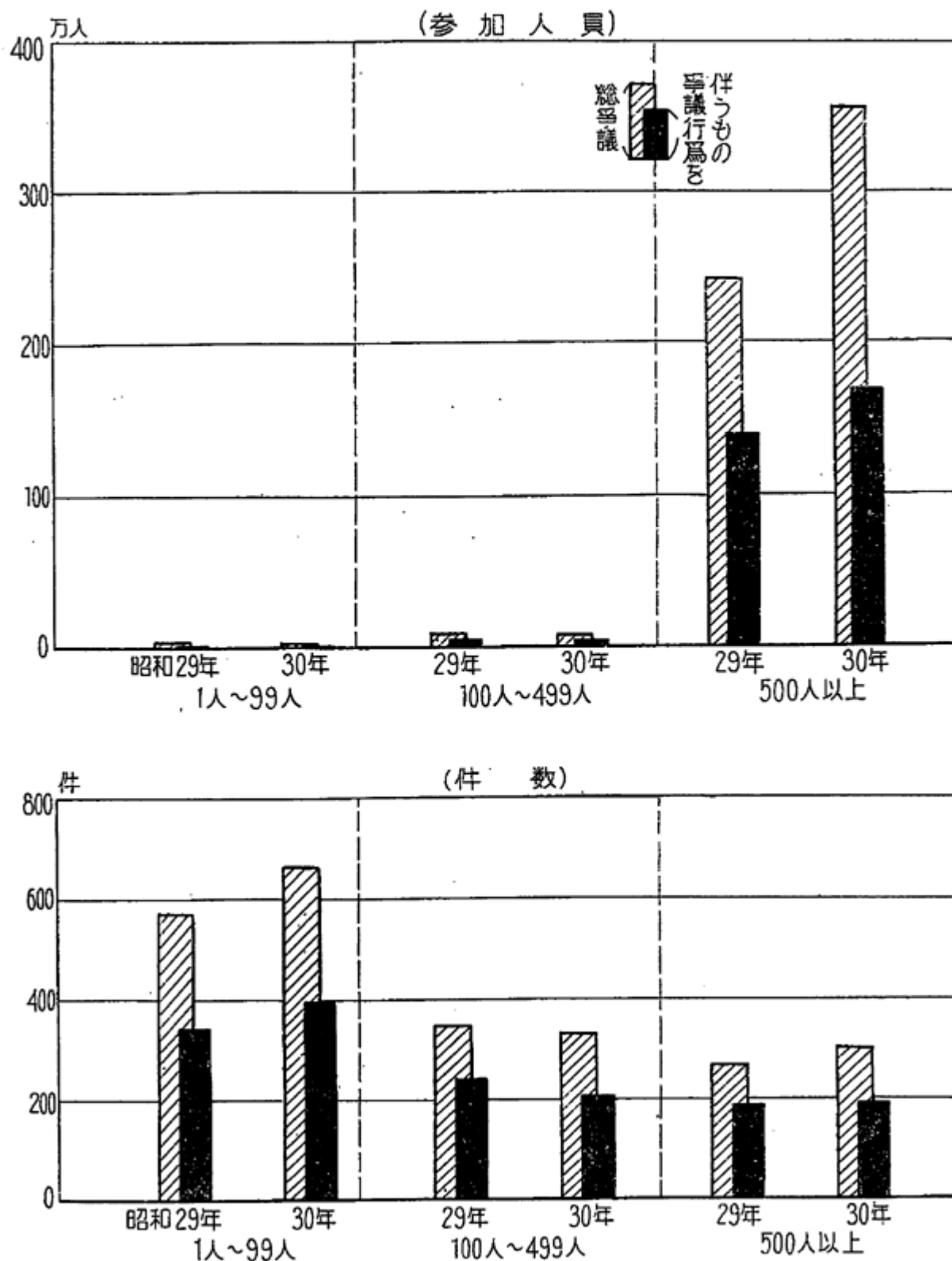
規 模	争 議				
	発生総 件 数	要求事項 総 件 数	積極的 要 求	消極的 要 求	そ の 他
規 模 計	1,301	1,538	976	407	155
5,000人以上	144	166	110	28	28
1,000人～4,999人	169	191	135	35	21
500人～999人	218	150	110	28	12
100人～499人	367	429	312	84	33
100人未満	601	611	315	231	65
分割不能の連合争議	40	47	40	3	4
争 議 行 為 を 伴 う も の					
規 模 計	795	948	634	217	97
5,000人以上	128	148	100	24	24
1,000人～4,999人	130	156	119	20	17
500人～999人	86	104	82	14	8
100人～499人	235	271	204	52	15
100人未満	268	335	186	110	39

資料出所 労働省「労働争議統計」

- (注) 1. 争議行為をともなわぬ連合体争議は事業所ごとに調査されていないため規模別に分類することができない。
2. 連合争議のうち争議に参加した労働者の所属する企業の規模が二つ以上の分類区分に亘るときは、発生総件数では1件とした件数が、該当する規模ごとに一件づつ数えている。したがって各規模の合計は規模計と一致しない。
3. 要求事項総件数、積極および消極の区分については第220表参照

第69図 規模別労働争議件数および参加人員

第69図 規模別労働争議件数および参加人員



資料出所 労働省「労働争議統計」

四六 しかし、これは争議の参加人員による規模区分によるものであるため、部分ストや部分的怠業の増加も小規模争議の増加に含まれることになり、これだけでは直ちに中小企業の争議が増加したとはいえない。

そこで三〇年の争議につき企業の規模区分によって争議発生件数を示すと、第二一九表のとおりである。

これによっても、前述の参加人員の規模区分による場合とほぼ同様の結果がえられ、総争議では、一〇〇人未満の企業における争議が六〇〇件、このうち争議行為をともなった争議が四五%を占めている。ただ、参加人員による規模と異なっている点は企業規模区分でみると、大企業でも中小企業について多く争議が発生していることを示していることである。従前に比べ中小企業で争議が多かったのは、三〇年が緊縮政策第二年目の年であり、一般経済は回復の兆があったとはいえ、デフレの影響が強かった中小企業において解雇反対、賃金遅払反対等の消極的防衛的争議や、臨時給与、賃上げ等積極的要求の争議も多くみられ、消極、積極両面で争議が増加したためである。なお中小企業争議の増加と関連して、従来実例を見出せなかつた未組織労働者の争議、または紛争発生前後に組合を結成するという争議が三〇年中に四六件みられ、その要求事項は積極、消極相なかばしているが、大部分は早急に解決をせまられた問題であつたためか短期の作業停止争議の結果、ほとんどいずれも労働者側に有利に解決をみている。

第二部 各論

五 労使関係

(三) 労働争議の状況

(4) 要求事項別労働争議

四七 三〇年中に発生した労働争議の要求事項をみると,下半期に経済の好転の兆があったとはいえ緊縮政策第二年目であったことから,ほぼ二九年と同様の傾向を示し,消極的要求四〇七件(要求事項総数の二七%)は二九年より少なかったが二八年を上廻っている。他方,三〇年の積極的要求は前年の一,〇六〇件(同六二%)から九七六件(同六四%)と件数では若干減少したが,比率ではやや上廻っている。

四八 積極的要求のうちもつとも多いのは臨時給与金で三〇年中に五〇三件(同三三%)を数え,件数においても比率においても二八年,二九年をはるかに超え,賃金増額要求のほぼ二倍に達している。

つぎに,退職金制度に関する要求が二八年,二九年を若干上廻っているが,とくにこれは,組合の承認または組合活動,労働協約の締結または全面的改訂などとともに中小企業に多くみられた。

四九 消極的要求のうち注目されるのは解雇反対,被解雇者の復職(一九一件),賃金定期支払(一一三件),解雇休業手当(四九件)などであるが,これらはいずれも中小企業に圧倒的に多く,とくに賃金減額反対は二八件中,二六件が中小企業においてであった(第二二〇表参照)。

第220表 年別および要求事項別労働争議発生件数

第220表 年別および要求事項別労働争議発生件数

要 求 事 項	昭和28年	昭和29年	昭和30年
発 生 総 件 数	1,232 %	1,195 %	1,301 %
要求事項総件数	1,597(100.0)	1,700(100.0)	1,538(100.0)
積極的要求計	1,123(70.3)	1,060(62.3)	976(63.5)
組合の承認または組合活動	26(1.6)	30(1.8)	19(1.2)
労働協約の締結または全面的改訂	99(6.2)	104(6.1)	74(4.8)
賃 金 増 額	470(29.4)	398(23.4)	267(17.4)
臨 時 給 与	435(27.2)	408(24.0)	503(32.7)
退職金制度	66(4.1)	61(3.6)	70(4.6)
労働時間の変更	8(0.5)	11(0.6)	16(1.0)
休暇休日に関する要求	9(0.6)	20(1.2)	14(0.9)
経営参加	3(0.2)	13(0.8)	1(0.1)
福利厚生施設	7(0.4)	15(0.9)	12(0.8)
消極的要求	309(19.3)	498(29.3)	407(26.5)
賃金減額反対	14(0.9)	49(2.9)	28(1.8)
賃金定期支払	86(5.4)	141(8.3)	113(7.3)
解雇休業手当	61(3.8)	70(4.1)	49(3.2)
事業休廃操短反対	21(1.3)	35(2.1)	26(1.7)
解雇反対解雇者の復職	127(8.0)	203(11.9)	191(12.4)
そ の 他 計	165(10.3)	142(11.9)	155(10.1)
そ の 他 賃 金	32(2.0)	51(3.0)	64(4.2)
そ の 他 作 業 条 件	26(1.6)	25(1.5)	21(1.4)
労働協約の効力	8(0.5)	11(0.6)	12(0.8)
そ の 他 人 事	34(2.1)	36(2.1)	47(3.1)
そ の 他	65(4.1)	19(1.1)	11(0.7)

資料出所 労働省「労働争議統計」

(注) 発生総件数と要求事項総件数と一致しないのは一件の争議で二以上の要求事項をもつため。

第221表 年別および継続期間別労働争議解決件数

第221表 年別および継続期間別労働争議解決件数
(総争議)

年	合 計	5 日以下	6 日～ 10 日	11 日～ 20 日	21 日～ 30 日	31 日～ 100 日	101 日 以 上
昭和27年	件 1,125 (100.0)	件 306 (27.2)	件 208 (18.5)	件 233 (20.7)	件 117 (10.4)	件 218 (19.4)	件 43 (3.8)
28年	1,208 (100.0)	343 (28.4)	220 (18.2)	237 (19.6)	142 (11.8)	211 (17.5)	55 (4.5)
29年	1,191 (100.0)	298 (25.0)	234 (19.7)	229 (19.2)	119 (10.0)	241 (20.2)	70 (5.9)
30年	1,297 (100.0)	400 (30.8)	266 (20.5)	237 (18.3)	123 (9.5)	194 (15.0)	77 (5.9)

資料出所 労働省「労働争議統計」

第222表 継続期間別作業停止労働争議解決件数

第222表 継続期間別作業停止労働争議解決件数

年	合 計	10 日以下	11 日～20 日	21 日～30 日	31 日以上
昭和27年	件 569 (100.0)	件 492 (86.4)	件 42 (7.4)	件 15 (2.6)	件 20 (3.5)
28年	554 (100.0)	471 (85.0)	49 (8.8)	16 (2.9)	18 (3.2)
29年	620 (100.0)	507 (81.8)	60 (9.7)	27 (4.3)	26 (4.2)
30年	644 (100.0)	545 (84.6)	47 (7.3)	22 (3.4)	30 (4.7)

資料出所 労働省「労働争議統計」

第二部 各論

五 労使関係

(三) 労働争議の状況

(5) 労働争議の解決状況

五〇 三〇年中の争議総数(繰越および発生)一,三四五件のうち一,二九七件は解決をみており,二七年以来,繰越件数は減少する傾向を示している。

五一 この解決した争議を継続期間別にみると,短期に解決した争議が総争議においてもまた作業停止労働争議についても多くみられている。これは前述のとおり労使とも争議の長期化を回避した結果であろう(第二二一表,第二二二表参照)。

第223表 申立人別不当労働行為申立件数

第223表 申立人別不当労働行為申立件数 (初審のみ)			
年	総申立件数	組合申立件数	個人申立件数
昭和24年(6～12月)	320 (100.0) [%]	103 (32.2) [%]	217 (67.8) [%]
25年(1～12月)	526 (100.0)	193 (36.7)	333 (63.3)
26年(1～12月)	287 (100.0)	147 (51.2)	140 (48.8)
27年(1～12月)	320 (100.0)	169 (52.8)	151 (47.2)
28年(1～12月)	394 (100.0)	241 (61.2)	153 (38.8)
29年(1～12月)	445 (100.0)	312 (70.1)	133 (29.9)
30年(1～12月)	392 (100.0)	288 (73.5)	104 (26.5)

資料出所 中央労働委員会事務局「不当労働行為取扱件数調」
(注) 移送事件を除く

第224表 該当項目別不当労働行為申立件数

第224表 該当項目別不当労働行為申立件数（初審のみ）

年	総申立件数	第1条号	第2条号	第3条号	第4条号
	%	%	%	%	%
昭和24年（6～12月）	320(100.0)	294 (91.9)	42 (13.1)	55 (17.2)	—
25年（1～12月）	526(100.0)	474 (90.1)	74 (14.1)	110 (20.9)	—
26年（1～12月）	287(100.0)	255 (88.9)	33 (11.5)	104 (36.2)	—
27年（1～12月）	320(100.0)	269 (84.1)	35 (10.9)	126 (39.4)	1 (0.3)
28年（1～12月）	394(100.0)	315 (79.9)	51 (12.9)	177 (44.9)	3 (0.8)
29年（1～12月）	445(100.0)	354 (79.6)	67 (15.1)	215 (48.3)	4 (0.9)
30年（1～12月）	392(100.0)	305 (77.8)	73 (18.6)	153 (39.0)	4 (1.0)

資料出所 中央労働委員会事務局「不当労働行為取扱件数調」

（注） 1） 移送事件を除く

2） 1件につき二つ以上の号にわたるものについては、それぞれの欄に計上されているため、各欄の合計は総申立件数と一致しない。

五二 争議の解決方法をみると、第三者関与とくに労働委員会などの調整機関による解決が件数においても比率においても増加していることが注目される。これも労使が激突をさけ、かつ早期解決を目標としたあらわれと思われる。

第二部 各論

五 労使関係

(三) 労働争議の状況

(6) 不当労働行為申立状況

五三 三〇年中に労働委員会に審査申立のあった不当労働行為は三九二件で、二九年より五三件減少し二八年と同程度であった。

第二二三表が示すとおり組合申立が個人申立と逆に一様に増加しているが、三〇年もこの傾向を一層強めている。

五四 不当労働行為の申立内容を労働組合法第七条の項目別にみると、二四年当時圧倒的に多かった組合活動を理由とする不利益取扱いに関する第一号は件数において依然もっとも多いが、総申立件数に対する割合は年年減少傾向を示しており、三〇年もこの傾向を強めている。ついで多いものは、組合運営に対する支配介入に関する第三号関係で、この申立は二四年以来件数も割合も、ともに多くなってきていたが、三〇年には著減した。これに反し、団体交渉拒否に関する第二号申立は件数割合ともに二四年以来の増加傾向を更に強めて、七三件となった。
